

令和8年度 飯塚市介護サービス事業者集団指導

通所型サービス (現行相当通所サービス・通所型サービスA)

＜全編版＞

目 次

1. 現行相当通所サービスについて
2. 通所型サービスAについて（緩和した基準によるサービス）
3. 事業費に関する事項について
4. 過去の指摘事例等を踏まえた留意点等について



はじめに～

原則について～

指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

指定事業者は、通所型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

※遵守すべき基準は「飯塚市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」のとおりですが、当該要綱は最低限度の基準等を定めたものであり、第1号通所事業者は常に事業の運営の向上に努める必要があります。

(要綱第2条)

【基準根拠】飯塚市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱



はじめに～

介護予防・日常生活支援総合事業の概要～

■ 総合事業への移行

以前は、要支援者を対象とした介護予防通所介護が実施されていましたが、平成27年4月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。
平成29年度までに全市町村で実施されています。

■ 対象者

- ・要支援 1・2 の方
- ・基本チェックリストにより事業対象者となった方

■ 飯塚市の通所型サービス

- ① 現行相当通所サービス（国基準に沿ったサービス）
- ② 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）
- ③ 通所型サービス C 1・C 2（短期集中予防サービス）

1. 現行相当通所サービスについて

現行相当通所サービス(国基準相当サービス)の基本方針について～

- (1) 現行相当通所サービス(国基準相当サービス)(以下「現行相当通所サービス」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (2) 現行相当通所サービスを行う者(以下「指定現行相当通所サービス事業者」という。)は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法（以下、「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(要綱第3条、第3条の2)



1.現行相当通所サービスについて

現行相当通所サービス(国基準相当サービス)の意義について～

現行相当通所型サービスは、利用者が住み慣れた自宅で、できる限り自立した生活が続けることができるよう支援するサービスです。

単に「できないことを介助する」のではなく、利用者自身ができることを維持・向上できるよう、日常生活上の支援や機能訓練を行い、心身の状態や生活機能の維持・改善を目指すことが大切です。

また、基本報酬には入浴介助や運動器機能向上に関する費用が含まれているため、サービス提供にあたっては、それぞれの支援の目的を理解したうえで実施する必要があります。

入浴介助のポイント～

入浴介助は、利用者が将来的に自分自身で入浴できるようになることや、家族などの介助により安全に入浴できるようになることを目的として行います。

そのため、単に職員が入浴を手伝うだけではなく、利用者の身体状況等を確認し、自宅で利用している浴室の環境や入浴方法を把握したうえで、自宅の浴室に近い環境で、安全に入浴動作の練習や支援を行い、利用者が自宅で安心して入浴することを継続できるよう、「できる部分は本人に行っていただく」という視点で行いましょう。

運動器機能向上サービスのポイント～

運動器機能向上サービスとは、利用者の運動器の機能向上を目的として、個別に実施される機能訓練です。

実施する際は、利用者の身体状況や生活上の目標を踏まえ、「何のために行う訓練なのか」を明確にすることが大切です。

利用者の生活目標につながる内容で実施することが望ましいと言えます。

⇒利用者の「できること」を増やし、自宅での生活を継続できるよう支援することが大きな目的です。

日々のサービス提供において、利用者の状態等を確認しながら、ケアマネジャー等と連携し、利用者一人ひとりの目標に沿った支援を行うようにしましょう。

【参考】「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の判定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について



1. 現行相当通所サービスについて

人員に関する基準について～ (従業者の員数について)

(1) 指定現行相当通所サービス事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定現行相当通所サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおり。

①生活相談員

現行相当通所サービスの提供日ごとに、現行相当通所サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該現行相当通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該現行相当通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

②看護師又は准看護師(以下、「看護職員」という。)

現行相当通所サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(要綱第4条)

1. 現行相当通所サービスについて

③ 介護職員

現行相当通所サービスの単位ごとに、当該現行相当通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該現行相当通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該現行相当通所サービスを提供している時間数(以下、「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者(当該指定現行相当通所サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、現行相当通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定現行相当通所サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

④ 機能訓練指導員

(要綱第4条)

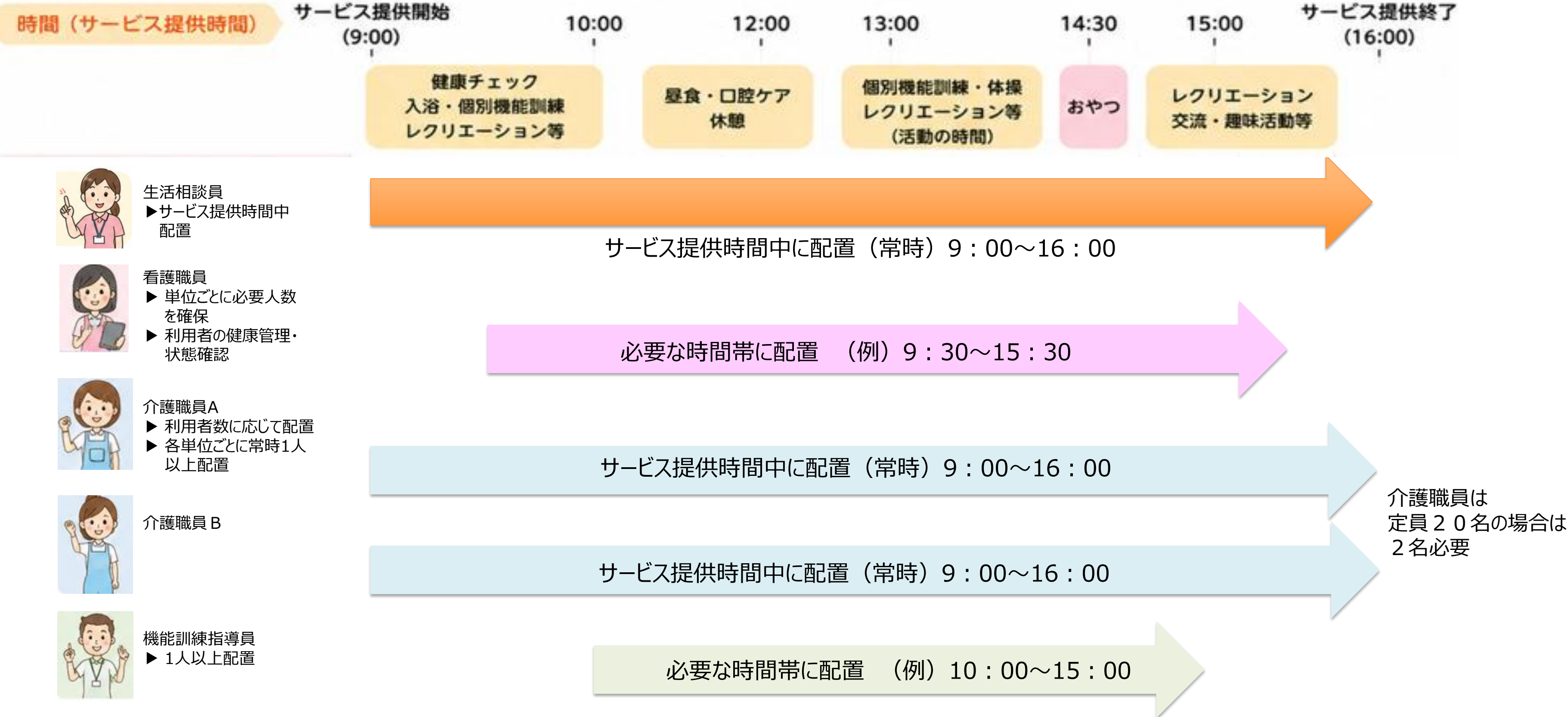
1以上

1. 現行相当通所サービスについて

- (2) 当該指定現行相当通所サービス事業所の利用定員(当該指定現行相当通所サービス事業所において同時に現行相当通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、現行相当通所サービスの単位ごとに、当該現行相当通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該現行相当通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- (3) 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの単位ごとに、介護職員を、常時1人以上当該現行相当通所サービスに従事させなければならない。
- (4) 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の現行相当通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- (5) 現行相当通所サービスの単位は、現行相当通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- (6) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定現行相当通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- (7) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- (8) 指定現行相当通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、現行相当通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

まとめ ～ サービス提供時間中の職員配置について～

(例) 定員20名の事業所



1. 現行相当通所サービスについて

(管理者について)

指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定現行相当通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定現行相当通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(要綱第5条)

設備に関する基準について～

(設備及び備品等について)

指定現行相当通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに現行相当通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

※設備の基準は、次のとおりとする。

① 食堂及び機能訓練室

ア：食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ：アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

② 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(要綱第6条)

1.現行相当通所サービスについて

(設備及び備品等について)

- ③ 指定現行相当通所サービス事業所の設備は、専ら当該現行相当通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。
ただし、利用者に対する現行相当通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ④ 前項ただし書の場合(指定現行相当通所サービス事業者が指定現行相当通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に現行相当通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- ⑤ 指定現行相当通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、現行相当通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

(要綱第6条)

1. 現行相当通所サービスについて

運営に関する基準について～

(内容及び手続の説明及び同意について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定現行相当通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下、「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定現行相当通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

重要事項の記載内容について～

具体的には、

✓事業所の運営規程の概要

✓従業者の勤務体制

✓事故発生時の対応

✓苦情処理の体制

✓提供するサービスの第三者評価の実施状況 等

(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)



(要綱第7条)

1. 現行相当通所サービスについて

「電磁的方法」について～

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの。

ア：指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ：指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法。これは、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(3) 「電子情報処理組織」とは、指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(4) 指定現行相当通所サービス事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(5) 承諾を得た指定現行相当通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。
ただし、当該利用申込者又はその家族が承諾をした場合は、この限りでない。

1. 現行相当通所サービスについて

(提供拒否の禁止について)

指定現行相当通所サービス事業者は、正当な理由なく現行相当通所サービスの提供を拒んではならない。

(要綱第8条)

(サービス提供困難時の対応について)

指定現行相当通所サービス事業者は、当該指定現行相当通所サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な現行相当通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業への連絡、適当な他の指定現行相当通所サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(要綱第9条)

(受給資格等の確認について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

指定現行相当通所サービス事業者は、介護保険被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、現行相当通所サービスを提供するように努めなければならない。

(要綱第10条)

1. 現行相当通所サービスについて

(要支援認定等の申請に係る援助について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防支援等(これらに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の手続きが、要支援認定を受けている者にあつては、遅くとも要支援認定の有効期間が終了する30日前に、事業対象にあつては、必要と認められるときにおいて、速やかに必要な援助を行わなければならない。

(要綱第11条)

(心身の状況等の把握について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(要綱第12条)

1. 現行相当通所サービスについて

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要綱第13条)

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(第1号介護予防支援事業の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。)を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(要綱第14条)

1. 現行相当通所サービスについて

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供について)

指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った現行相当通所サービスを提供しなければならない。

(要綱第15条)

(介護予防サービス計画等の変更の援助について)

指定現行相当通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(要綱第16条)

(サービスの提供の記録について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供した際には、当該現行相当通所サービスの提供日及び内容、当該現行相当通所サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(要綱第17条)

1. 現行相当通所サービスについて

(利用料の受領について)

①指定現行相当通所サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該現行相当通所サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る現行相当通所サービスをいう。以下同じ。)に該当する現行相当通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該現行相当通所サービスに係る第1号事業に要する費用から当該現行相当通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

②指定現行相当通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない現行相当通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、現行相当通所サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

③指定現行相当通所サービス事業者は、①と②の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代

※食事の提供に要する費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。

④現行相当通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

⑤指定現行相当通所サービス事業者は、③のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(要綱第18条)

1. 現行相当通所サービスについて

(保険給付の請求のための証明書の交付について)

指定現行相当通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない現行相当通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した現行相当通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(要綱第19条)

(利用者に関する市への通知について)

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを受けている利用者が次の項目のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに現行相当通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(要綱第20条)

1. 現行相当通所サービスについて

(緊急時等の対応について)

従業者は、現に現行相当通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

✓運営規程に含めるべき項目の1つです。
「緊急時等の対応」について記載があるか今一度ご確認ください。

(運営規程について)

(要綱第21条)

指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

※ご注意ください。
事業所の所在地を変更した場合は現地確認を行います。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④現行相当通所サービスの利用定員
- ⑤現行相当通所サービスの内容及び
利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪その他運営に関する重要事項

(よくある質問)

Q) 法人役員の変更について変更届の提出が必要か？

A) 登記事項証明書に変更が生じますか？

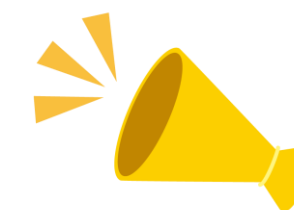
変更が生じる場合は届出の提出が必要です。

登記事項証明書が出来上がるまで日にちがかかる場合は後日の提出でも構いませんが、その旨分かるように付箋等にてお知らせください。

登記事項証明書が出来上がりましたら、速やかに市へご提出ください。

なお、法人役員の変更の際は、その他の添付書類として暴力団排除に係る誓約書も必要となりますので、ご注意ください。

(要綱第22条)



1. 現行相当通所サービスについて

(勤務体制の確保等について)

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの他、**カスタマーハラスメント**についても事業所で指針やマニュアル等について整備してください。

(労働施策総合推進法の改正により、令和8年10月1日から義務化されます。)

- ①指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対し適切な現行相当通所サービスを提供できるよう、指定現行相当通所サービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ②指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに、当該現行相当通所サービス事業所の従業員によって現行相当通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ③指定現行相当通所サービス事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ④指定現行相当通所サービス事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤指定現行相当通所サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(要綱第23条)

(業務継続計画の策定等について)

指定現行相当通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- ①指定現行相当通所サービス事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ②指定現行相当通所サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(要綱第23条の2)

1. 現行相当通所サービスについて

(定員の遵守について)

指定現行相当通所サービス事業者は、利用定員を超えて現行相当通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(要綱第24条)

(非常災害対策について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。



(要綱第25条)

1. 現行相当通所サービスについて

(衛生管理等について)

- ①指定現行相当通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ②指定現行相当通所サービス事業者は、当該現行相当通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③指定現行相当通所サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(要綱第26条)

1. 現行相当通所サービスについて

(掲示について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所の見やすい場所に、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、①に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、原則として、**重要事項をウェブサイトに掲載**しなければならない。

具体的には、①又は②のどちらかに掲載していれば可
① 法人や事業所の公式ホームページ
② 介護サービス情報公表システムなどの情報公表システム

(要綱第27条)

1. 現行相当通所サービスについて

(秘密保持等について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、当該現行相当通所サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(要綱第28条)

(広告について)

指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

✓単位数が、法改正前のものになっていないかご確認ください。

(要綱第29条)

1. 現行相当通所サービスについて

(介護予防支援事業者等に対する利益供与、不当な働きかけの禁止について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等又は居宅要支援被保険者等(省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(要綱第30条)

1. 現行相当通所サービスについて

(苦情処理について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、提供した現行相当通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、提供した現行相当通所サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、又は利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ④ 指定現行相当通所サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- ⑤ 指定現行相当通所サービス事業者は、提供した現行相当通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ⑥ 指定現行相当通所サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(要綱第31条)

1. 現行相当通所サービスについて

(地域との連携等について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した現行相当通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(要綱第32条)

(事故発生時の対応について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ④ 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②に準じた必要な措置を講じなければならない。

※ 事故発生後は 5 日以内に事故報告書を提出してください。

(要綱第33条)

1. 現行相当通所サービスについて

(虐待の防止について)

指定現行相当通所サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり、必要な措置を講じなければならない。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(要綱第33条の2)

1. 現行相当通所サービスについて

(会計の区分について)

指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、現行相当通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(要綱第34条)

(記録の整備について)

- ①指定現行相当通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ②指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、1及び2については、サービスの提供に係る第一号事業支給費支払の日から5年間、3から6までについては、当該記録の完結の日から2年間保存しなければならない。

- 1. 個別サービス計画
- 2. 具体的なサービスの内容等の記録
- 3. 市への通知に係る記録
- 4. 苦情の内容等の記録
- 5. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6. 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(要綱第35条)

1. 現行相当通所サービスについて

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

(現行相当通所サービスの基本取扱方針について)

- ① 現行相当通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、自らその提供する現行相当通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- ④ 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- ⑤ 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(要綱第36条)



1. 現行相当通所サービスについて

（現行相当通所サービスの具体的取扱方針について）

- ① 現行相当通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- ② 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、現行相当通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。
- ③ 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ④ 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ⑤ 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ⑥ 現行相当通所サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- ⑦ 現行相当通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- ⑧ 現行相当通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

1. 現行相当通所サービスについて

(現行相当通所サービスの具体的取扱方針について)

- ⑨指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下、「モニタリング」という。)を行うものとする。
- ⑩指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- ⑪指定現行相当通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- ⑫身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ⑬指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。

1. 現行相当通所サービスについて

(現行相当通所サービスの提供に当たっての留意点について)

現行相当通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- ①指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題及び現行相当通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- ②指定現行相当通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- ③指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(要綱第38条)

1. 現行相当通所サービスについて

(安全管理体制等の確保について)

- ① 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- ② 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- ③ 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- ④ 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(要綱第39条)

1. 現行相当通所サービスについて

(暴力団等の排除について)

指定現行相当通所サービス事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等)又は管理者は、次のいずれかに該当してはならない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。
- ②暴力団員等をその事業所の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。
- ③暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。
- ④福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされた者で、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- ⑤県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(要綱第40条)

2.通所型サービスAについて

緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)の基準について～

緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)(以下「通所型サービスA」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

人員基準に関する基準について～

(要綱第41条)

(従業者の員数について)

①通所型サービスAを行う者(以下「指定通所型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従業者(専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が、利用者(当該指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は現行相当通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は現行相当通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスAと指定通所介護の利用者又は現行型通所サービスの利用者。なお、当該事業者が指定地域密着型通所介護事業者又は現行相当通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定地域密着型通所介護の事業又は現行相当通所サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスAと指定地域密着型通所介護の利用者又は現行相当通所サービスの利用者)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

(要綱第42条)

2.通所型サービスAについて

(従業者の員数について)

- ②指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、①の従業者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- ③従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従業者として従事することができるものとする。
- ④通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- ⑤指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

(要綱第42条)

(管理者について)

指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(要綱第43条)

2.通所型サービスAについて

設備に関する基準について

(設備及び備品等について)

- ①指定通所型サービスA事業所には、事業を実施するのに十分な広さの機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- ②①に掲げる設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。
ただし、利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ③②のただし書の場合(指定通所型サービスA事業者が①に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

(要綱第44条)

2.通所型サービスAについて

運営に関する基準について

(内容及び手続の説明及び同意について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定通所型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

この場合において、当該指定現行相当通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(要綱第48条（第7条準用）)

2.通所型サービスAについて

(提供拒否の禁止について)

指定通所型サービスA事業者は、正当な理由なく通所型サービスAの提供を拒んではならない。

(要綱第48条 (第8条準用))

(サービス提供困難時の対応について)

指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業への連絡、適当な他の指定通所型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(要綱第48条 (第9条準用))

(受給資格等の確認について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

指定通所型サービスA事業者は、介護保険被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要綱第48条 (第10条準用))

2.通所型サービスAについて

(要支援認定等の申請に係る援助について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

指定通所型サービスA事業者は、介護予防支援等(これらに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の手続きが、要支援認定を受けている者にあつては、遅くとも要支援認定の有効期間が終了する30日前に、事業対象にあつては、必要と認められるときにおいて、速やかに必要な援助を行わなければならない。

(要綱第48条 (第11条準用))

(心身の状況等の把握について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(要綱第48条 (第12条準用))

2.通所型サービスAについて

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要綱第48条 (第13条準用))

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(第1号介護予防支援事業の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。)を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(要綱第48条 (第14条準用))

2.通所型サービスAについて

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供について)

指定通所型サービスA事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った現行相当通所サービスを提供しなければならない。

(要綱第48条 (第15条準用))

(介護予防サービス計画等の変更の援助について)

指定通所型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(要綱第48条 (第16条準用))

(サービスの提供の記録について)

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(要綱第48条 (第17条準用))

2.通所型サービス A について

(利用料の受領について)

- ①指定通所型サービス A 事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該通所型サービス A 事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る通所型サービス A をいう。以下同じ。)に該当する通所型サービス A を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービス A に係る第1号事業に要する費用から当該通所型サービス A 事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- ②指定通所型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービス A に係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- ③指定通所型サービス A 事業者は、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつ代
- ④通所型サービス A の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- ⑤指定通所型サービス A 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

※食事の提供に要する費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。

(要綱第48条 (第18条準用第3項第1号を除く))

2.通所型サービスAについて

(保険給付の請求のための証明書の交付について)

指定通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知について)

(要綱第48条 (第19条準用))

指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(要綱第48条 (第20条準用))

2.通所型サービスAについて

(緊急時等の対応について)

従業者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程について)

(要綱第48条 (第21条準用))

指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④通所型サービスAの利用定員
- ⑤通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪その他運営に関する重要事項

※ご注意ください。
事業所の所在地を変更した場合は現地確認を行います。

(よくある質問)

Q) 法人役員の変更について変更届の提出が必要か？

A) 登記事項証明書に変更が生じますか？

変更が生じる場合は届出の提出が必要です。

登記事項証明書が出来上がるまで日にちがかかる場合は後日の提出でも構いませんが、その旨分かるように付箋等にてお知らせください。

登記事項証明書が出来上がりましたら、速やかに市へご提出ください。

なお、法人役員の変更の際は、その他の添付書類として暴力団排除に係る誓約書も必要となりますので、ご注意ください。

(要綱第48条 (第22条準用))

2.通所型サービスAについて

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの他、**カスタマーハラスメント**についても事業所で指針やマニュアル等について整備してください。
(労働施策総合推進法の改正により、令和8年10月1日から義務化されます。)

(勤務体制の確保等について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供できるよう、指定通所型サービスA事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、当該指定通所型サービスA事業所の従業員によって通所型サービスAを提供しなければならない。
ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ④指定通所型サービスA事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤指定通所型サービスA事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(要綱第48条（第23条準用）)

(業務継続計画の策定等について)

指定通所型サービスA事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- ①指定通所型サービスA事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(要綱第48条（第23条の2準用）)

2.通所型サービスA について

(定員の遵守について)

指定通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(要綱第48条 (第24条準用))

(非常災害対策について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。



(要綱第48条 (第25条準用))

2.通所型サービスA について

(衛生管理等について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1.事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2.事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 3.事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(要綱第48条 (第26条準用))

2.通所型サービスA について

(掲示について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所の見やすい場所に、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。
- ③指定通所型サービスA事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

具体的には、①又は②のどちらかに掲載していれば可
①法人や事業所の公式ホームページ
②介護サービス情報公表システムなどの情報公表システム

(要綱第48条 (第27条準用))

2.通所型サービスAについて

(秘密保持等について)

- ①指定通所型サービスA事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、当該通所型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(要綱第48条 (第28条準用))

(広告について)

指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

✓単位数が、法改正前のものになっていないかご確認ください。

(要綱第48条 (第29条準用))

2.通所型サービスAについて

(介護予防支援事業者等に対する利益供与、不当な働きかけの禁止について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等又は居宅要支援被保険者等(省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(要綱第48条 (第30条準用))

2.通所型サービスAについて

(苦情処理について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、又は利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ④指定通所介護サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。
- ⑤指定通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ⑥指定通所型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(要綱第48条 (第31条準用))

2.通所型サービスA について

(地域との連携等について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(要綱第48条 (第32条準用))

(事故発生時の対応について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ④指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスA以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②に準じた必要な措置を講じなければならない。

※事故発生後は5日以内に事故報告書を市へ提出してください。

(要綱第48条 (第33条準用))

2.通所型サービスAについて

(虐待の防止について)

指定通所型サービスA事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり、必要な措置を講じなければならない。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(要綱第48条 (第32条の2準用))

2.通所型サービスAについて

(会計の区分について)

指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(要綱第48条 (第34条準用))

(記録の整備について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、1及び2については、サービスの提供に係る第一号事業支給費支払の日から5年間、3から6までについては、当該記録の完結の日から2年間保存しなければならない。

- 1. サービス提供のための利用計画書
- 2. 具体的なサービスの内容等の記録
- 3. 市への通知に係る記録
- 4. 苦情の内容等の記録
- 5. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6. 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(要綱第45条)

2.通所型サービスAについて

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

(通所型サービスAの基本取扱方針について)

- ①通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- ④指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- ⑤指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- ⑥通所型サービスAの提供時間は、1回当たり3時間以上とするものとする。

(要綱第46条)



2.通所型サービスAについて

(通所型サービスAの具体的取扱方針について)

- ①通所型サービスAの提供に当たっては、サービス担当者会議や必要に応じて主治の医師又は歯科医師から情報を得る等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- ②利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容及びサービスの提供を行う期間等を記載したサービス提供のための利用計画書を作成するものとする。
- ③サービス提供のための利用計画書は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ④指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービス提供のための利用計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ⑤指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービス提供のための利用計画書を作成した場合は、当該サービス提供のための利用計画書を利用者に交付しなければならない。
- ⑥通所型サービスAの提供に当たっては、サービス提供のための利用計画書を作成した場合は、当該サービス提供のための利用計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- ⑦通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

2.通所型サービスAについて

(通所型サービスAの具体的取扱方針について)

- ⑧通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- ⑨指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービス提供のための利用計画書を作成した場合にあっては、当該サービス提供のための利用計画書に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該サービス提供のための利用計画書に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該サービス提供のための利用計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス提供のための利用計画書の実施状況の把握(以下、「モニタリング」という。)を行うものとする。
- ⑩指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- ⑪指定通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ⑫身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ⑬指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果又は⑨の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じてサービス提供のための利用計画書の変更を行うものとする。

(要綱第47条)

2.通所型サービスAについて

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点について)

通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- ①指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題及び通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- ②指定通所型サービスA事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- ③指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(要綱第48条 (第38条準用))

2.通所型サービスAについて

(安全管理体制等の確保について)

- ①指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- ②指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- ③指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- ④指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2.通所型サービスA について

(暴力団等の排除について)

指定通所型サービスA事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等)又は管理者は、次のいずれかに該当してはならない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。
- ②暴力団員等をその事業所の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。
- ③暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。
- ④福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされた者で、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- ⑤県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(要綱第48条 (第40条準用))

通所型サービスC1のご紹介～



通所型サービスC1の事業所となるには市と協定書の締結が必要です。ご希望の方は介護保険課事業所係までご連絡ください。

1. サービスの目的

通所型サービスC1は、生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的とした短期集中予防サービスです。（1回2時間程度）

2. サービス提供のポイント

- ・短期間・集中的に行う介護予防サービス
- ・身体機能の改善だけでなく、日常生活の「できること」を増やすことを目的とする
- ・利用者一人ひとりの目標に応じた支援を実施

3. 人員基準

- ・理学療法士、作業療法士または運動器機能向上のための指導経験を有する者を配置
 - ・利用者数に応じた配置
利用者5人以下 → 提供時間を通じて1人以上
利用者5人超～10人以下 → 提供時間を通じて2人以上
- ※利用者の処遇に支障がない場合、他の職務に従事することが可能

4. 単価：387単位/回

※週2回で全24回（概ね3ヶ月）

※加算なし、減算あり（虐待防止未実施減算とBCP未策定減算）

3.事業費に関する事項について

単価について～

○現行相当通所サービス（国基準相当サービス）

通所型サービスⅠ（事業対象者・要支援1） 1,798単位

通所型サービスⅡ（事業対象者・要支援2） 3,621単位

※加算あり

中山間地域等提供加算、生活機能向上グループ加算
若年性認知症受入加算、栄養アセスメント加算、
栄養改善加算、口腔機能向上加算
一体的サービス提供加算、サービス提供体制加算
生活機能向上連携加算、口腔栄養スクリーニング加算
科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算

※減算あり

虐待防止措置未実施減算、業務継続計画（BCP）未策定減算
同一建物減算、送迎減算、定員超過・人員基準欠如減算

○緩和した基準によるサービス

通所型サービスA 単価 360単位/回

事業対象者・要支援1 週1回かつ月5回まで

要支援2 週2回かつ月10回まで

※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に
サービスを行う場合は、単位数が異なります。

※利用定員数の超過又は職員数が基準を満たさない場合は、
単位数が異なります。

⇒単位数サービスコード表をご確認ください。

※加算なし

※減算あり

虐待防止措置未実施減算、業務継続計画（BCP）未策定減算

「飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業」単位数サービスコード表 参照

飯塚市ホームページ（ページID 0001041）

飯塚市ホームページ内「検索」から「ページIDでさがす」に上記IDを入力し、検索
してください。

3.事業費に関する事項について

減算について

適用の対象となるサービスについて下記のとおり表記しています。

現行型	現行型・・・現行相当サービス
緩和型 + サービス C 1 ・ C 2	緩和型・・・サービス A 1

①高齢者虐待防止措置未実施減算について（所定単位数の100分の1減算）

厚生労働大臣が定める指定相当通所型サービス等基準第61条において準用する同基準第36条に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100 分の 1に相当する単位数を所定単位数から減算。

具体的には、

- ①高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を開催していない
- ②高齢者虐待防止のための指針を整備していない
- ③高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない
- ④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない

※事実が生じた月の翌月から改善が認められた月の間までについて、利用者全員について所定単位数から減算することになります。

3.事業費に関する事項について

②業務継続計画未策定減算について（所定単位数の100分の1減算）

厚生労働大臣が定める指定相当通所型サービス等基準第61条において準用する同基準第26条を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算。

※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとなります。

現行型

緩和型＋サービスC1・C2

緩和型は算定要件に応じてそれぞれ単位数が定められています。
サービスコード表も併せてご確認ください。

③同一建物減算について

現行型

緩和型

緩和型は単位数が定められています。
サービスコード表も併せてご確認ください。

事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は1 月につき次に掲げる単位数を算定します。
ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

- ・1,798単位（1 月につき）を算定している場合376単位/月
- ・3,621単位（1 月につき）を算定している場合752単位/月

現行型

3.事業費に関する事項について

④送迎減算について

現行型

利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位
要支援 1 で1,798 単位/月を算定している場合は、1 月につき 376 単位を、
要支援 2 で3,621 単位/月を算定している場合は、1 月につき 752 単位を限度に所定単位数から減算する。
なお、同一建物減算が適用されている利用者は除きます。

⑤定員超過・人員欠如減算

現行型

緩和型

緩和型は単位数が定められています。サービスコード表も併せてご確認ください。

- ◆ 定員超過利用は 1 0 0 分の 7 0 に減算
予防給付型通所サービスの月平均の利用者数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合に減算する。
- ◆ 人員基準欠如による減算も原則 1 0 0 分の 7 0 に減算
指定基準に定められた員数の看護職員または介護職員を置いていない場合に減算する。

3.事業費に関する事項について

やむを得ない事情における人員欠如減算について 【介護保険最新情報Vol.1502参照】

■内容

突発的で想定が困難なやむを得ない事情（※）により、事業所・施設で人員基準上必要とされる員数を下回った場合、1年に1回に限り、最大で3か月まで（欠員が生じた月の翌々月まで）人員基準減算の適用が猶予されます。ただし介護職員、看護職員が人員配置基準から1割を超えて減っている場合は対象外。

（※）職員や家族の突発的な体調不良等で1か月を超える不在が見込まれる場合や、職員の自己都合による急な離職が複数重なった場合など

■対象サービス

通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型 通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、**第一号通所介護事業**

■開始日

令和8年6月算定分から

3.事業費に関する事項について

■特例の適用条件

- ①職業安定法第8条に定める公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。
なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。
- ②職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。
- ③公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。
- ④やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

■手続きについて

特例を受ける場合は欠員が生じた月の翌月までに所定の様式（様式「やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書添付書類」）を、求人票の写しを添付して提出してください。（介護保険最新情報vol.1502参照）

※様式については飯塚市ホームページに掲載しています。（ページID：0020573）

飯塚市ホームページ内「検索」から「ページIDでさがす」に上記IDを入力し、検索してください。

3.事業費に関する事項について

現行型

加算について

⑥中山間地域等提供加算（所定単位数の100分の5）

中山間地域等に居住する者に通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した事業所への評価（1月につき）で、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

⑦生活機能向上グループ活動加算（100 単位 /月）

現行型

利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合に加算する。

注）同月中に栄養改善加算、口腔機能向上加算または一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は算定できません。

ア：生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。

イ：通所型サービスの計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ：利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注）生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できます。

また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。

3.事業費に関する事項について

1 生活機能向上グループ活動の準備について

利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる 活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組んで下さい。

(活動項目の例)

家事関連活動

衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等

食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）

調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等

住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等

通信・記録関連活動

機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等）

※一のグループの人数は6人以下として下さい。

2 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定について

介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マツサージ指圧師およびこれらの資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。）、その他の職種の者

（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエまでに掲げる手順により行うものとします。

なお、アからエまでの手順により得られた結果は、通所型サービス計画に記録して下さい。

3.事業費に関する事項について

- ア 当該利用者が、
- ・要支援状態等に至った理由と経緯
 - ・要支援状態等となる 直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容
 - ・要支援状態等となった後に自立してできなくなったこともしくは支障を感じるようになったこと
 - ・現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容
 - ・近隣との交流の状況等 について把握して下さい。

※把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や地域包括支援センター等から必要な情報を得るよう努めて下さい。

- イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題 および到達目標を当該利用者と共に設定して下さい。
到達目標は、おおむね 3 月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね 1 月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定して下さい。
到達目標および短期目標については、当該利用者のケアプラン等と整合性のとれた内容として下さい。
- ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定して下さい。
当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援して下さい。
- エ 生活機能向上グループ活動の実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、実施頻度は 1 週につき 1 回以上行うこととし、実施期間はおおむね 3 月以内とします。
当該利用者に説明し、同意を得て下さい。

3.事業費に関する事項について

3 生活機能向上グループ活動の実施方法について

- ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方および実施上の留意点等を明らかにしておいて下さい。
- イ 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行ってください。
- ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録してください。
- エ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行って下さい。
- オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況等について確認して下さい。
その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に報告して下さい。
また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者および地域包括支援センター等と検討して下さい。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直して下さい。

3.事業費に関する事項について

⑧若年性認知症利用者受入加算について（240 単位／月）

現行型

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。）ごとに個別の担当者を定めているとして届出を行った場合、当該利用者に対してサービスを行った場合、1 月につき、加算します。

⑨栄養アセスメント加算について（50 単位／月）

現行型

利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスクおよび解決すべき課題を把握することをいう。（以下、この項目において同じ。）を行った場合は、1 月につき、加算します。

<基準>

ア：事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1 名以上配置

イ：利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応

ウ：利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

エ：定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。

注）栄養改善加算または一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間および当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。

3.事業費に関する事項について

⑩栄養改善加算について（200 単位／ 月）

現行型

以下のア～エの基準に適合しかつ低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1 月につき上記単位数を算定する。

なお、栄養改善サービスをおおむね 3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を地域包括支援センター等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとします。

<基準>

ア：事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置

イ：利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成

ウ：利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録

エ：利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価

オ：定員超過利用・人員基準欠如に該当していない

3.事業費に関する事項について

⑪口腔機能向上加算について

現行型

口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下この項目において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を算定する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定できない。

ア：口腔機能向上加算Ⅰ（150単位／月）

＜厚生労働大臣が定める基準＞

(ア) 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置

(イ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成

(ウ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録

(エ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価

(オ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない

3.事業費に関する事項について

イ：口腔機能向上加算Ⅱ（160 単位／月）

＜厚生労働大臣が定める基準＞

○加算Ⅰの(ア)～(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

○利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

⑫一体的サービス提供加算（480 単位／月）

現行型

次の基準のいずれにも適合し、利用者に対して栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に所定単位数を加算します。

なお、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合は、算定できません。

＜厚生労働大臣が定める基準＞

ア 利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施していること

イ 利用者が介護予防通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。

3.事業費に関する事項について

現行型

⑬サービス提供体制強化加算について

○サービス提供体制強化加算Ⅰ

(ア) 要支援 1・事業対象者 88 単位／ 月

(イ) 要支援 2・特定事業対象者 176単位／ 月

<厚生労働大臣が定める基準>

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70 %以上、または介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上

○サービス提供体制強化加算Ⅱ

(ア) 要支援 1・事業対象者 72単位／ 月

(イ) 要支援 2・特定事業対象者 144単位／ 月

<厚生労働大臣が定める基準>

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上

○サービス提供体制強化加算Ⅲ

(ア) 要支援 1・事業対象者 24単位／ 月

(イ) 要支援 2・特定事業対象者 48単位／ 月

<厚生労働大臣が定める基準>

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40 %以上、またはサービスを直接提供する従業者の総数のうち、勤続年数が7年以上の者が占める割合が30%以上

注) すべて定員超過利用・人員基準欠如に該当する場合はいずれの加算も算定できません。

3.事業費に関する事項について

現行型

⑭生活機能向上連携加算について

外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、3月に1回を限度として、1月につき次に掲げる単位数を算定する。

ア：生活機能向上連携加算Ⅰ（100単位／月）

＜厚生労働大臣が定める基準＞

- ①介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または医師（以下「理学療法士等」という。）からの助言に基づき、事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の身体の状態等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ③ ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

3.事業費に関する事項について

イ：生活機能向上連携加算Ⅱ（200 単位／月）

下記の（ア）から（ウ）までのいずれにも適合すること。

＜厚生労働大臣が定める基準＞

（ア）介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が共同して、利用者の身体の状態等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。

（イ）個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。

（ウ）（ア）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

3.事業費に関する事項について

現行型

⑮口腔・栄養スクリーニング加算について

利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングまたは栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次のページに掲げる区分に応じ、1 回につき所定の単位数を算定する。

ア：口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（20 単位／回）

＜厚生労働大臣が定める基準＞

(ア) 利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれがある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員及び介護支援専門員に提供していること。

(イ) 利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する 担当職員および介護支援専門員に提供していること。

(ウ) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

①栄養アセスメント加算を算定している間である、又は当該利用者が栄養改善加算の策定に係る栄養改善サービスを受けている間である、もしくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）である。

②当該利用者が口腔機能向上加算の策定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である、または当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）である。

(エ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。

(オ) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない。

3.事業費に関する事項について

イ：口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（5単位／回）

＜厚生労働大臣が定める基準＞

次のいずれかを満たす場合

（ア）次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

①Ⅰの（ア）および（エ）に適合すること。

②算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である、または当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である、もしくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く）であること。

③算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間、及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

（イ）次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

①Ⅰ（イ）および（エ）に適合すること。

②算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間、又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

③算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く）であること。

④他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

注）ⅠとⅡの同時の算定は不可

3.事業費に関する事項について

⑯科学的介護推進体制加算について（40 単位／月）

現行型

①利用者ごとのA D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること。

②必要に応じて介護予防通所型サービス計画を見直す等、サービスの提供に当たっては ①に規定する情報やその他の情報を活用すること。

※活用するとは・・・L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、当該計画に基づく個別機能訓練の実施、当該実施内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善の一連のサイクル（P D C A サイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

※厚生労働省へのデータ提出頻度については、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3 月に 1 回」となっている。（令和6年度介護報酬改定）

3.事業費に関する事項について

⑰介護職員等処遇改善加算について

現行型

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、定単位数を加算します。

(利用定員が19人以上の場合)

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ⇒	所定単位数の	111/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ⇒	所定単位数の	120/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ⇒	所定単位数の	109/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ⇒	所定単位数の	118/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）⇒	所定単位数の	99/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）⇒	所定単位数の	83/1000	加算

(利用定員が19人未満の場合)

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ⇒	所定単位数の	117/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ⇒	所定単位数の	127/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ⇒	所定単位数の	115/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ⇒	所定単位数の	125/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）⇒	所定単位数の	105/1000	加算
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）⇒	所定単位数の	89/1000	加算

当該加算を算定する際は次のア、イに掲げる書類の提出が毎年度必須となっているので所定の期限までに必ず提出すること。

※所定の期限までに提出されない場合や賃金改善額が加算額を上回らない場合は、加算の返還等を求める対応もあり得るため注意してください。

- ア：介護職員等処遇改善計画書の提出
- ・事業所の新規開設等、当該年度において、初めて加算を算定する場合は、月の前月15日までに市へ提出すること。
 - ・計画の内容に変更が生じた場合は速やかに変更届出を提出すること。
 - ・届出の様式については市HPを参照すること。
飯塚市ホームページ（ページID 0001994）
飯塚市ホームページ内「検索」から「ページIDでさがす」に上記IDを入力し、検索してください

※計画書に掲げる内容については、事業所内のすべての従業員に周知すること。

- イ：介護職員等処遇改善実績報告書の提出
- ・最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日までに提出すること。
 - ・賃金改善所要額が加算総額を必ず上回るよう賃金改善を図ること。

4.過去の指摘事例等を踏まえた留意点について～

「心身の状況等の把握」について

→ ✓サービス担当者会議に関する記録は貴事業所独自に作成した記録ですか？

✓介護予防支援事業者や他のサービス事業者等と積極的に情報交換、意見交換を行った内容について、日時、出席者、議題、発言内容、今後の対応方針等を含めて具体的に記録を残してください。

「計画の作成」について

→ ✓サービスの提供に関わる従業員が共同して個々の利用者ごとに計画を作成したことが分かる書式になっていますか？

（例）計画上部に共同した作成した従業者名等の記載欄を設ける。

✓管理者が利用者又はその家族に対し説明し同意を得て、交付したことが分かる書式、又はその記録がありますか？

✓管理者以外の職種の従業員が実施していませんか？

✓管理者が計画を作成したことが分かる様式になっていますか？

✓代筆の場合、代筆者の氏名、続柄、代筆理由まで記載がありますか？



その他 運営における留意事項について（届出・請求・記録等）

①変更届の提出について

変更事項に該当する変更（人員配置や運営規程の変更等）があった場合は変更日から10日以内に必ず提出してください。

様式については市のホームページをご確認ください。

（ページID：0001795 市ホームページ内「検索」から「ページIDでさがす」に左記IDを入力し、検索してください）

※添付書類で取付るまでに日数がかかるものについては事前にその旨ご連絡ください。

②地域単価について（今年度の質問事例）

Q：市外の訪問介護事業所が飯塚市の総合事業の指定を受けています。地域単価は事業所所在地で考えますか？

A：地域単価は、事業所所在地ではなく、利用者の保険者を確認してください。

飯塚市の総合事業の指定を受けた事業所の場合、利用者の被保険者証（保険者）を確認し、飯塚市の総合事業として飯塚市へ請求を行うため、飯塚市の地域単価を適用します。請求前に、必ず被保険者証の保険者を確認してください。

③サービス提供の記録について

サービス提供の記録は、介護報酬請求の根拠となる重要な書類です。

✓サービスを提供した日時

✓提供した具体的なサービス内容

✓利用者の心身の状況必要な支援や対応内容など

実際のサービス内容に基づき、適切に記録してください。

その他 運営における留意事項について（届出・記録等）

④苦情対応について

利用者・家族からの声をサービスの質の向上につなげましょう～

- 1.利用者や家族から寄せられる意見・要望・苦情は、サービスの質を見直す大切な機会です。
苦情を「不満」として受け止めるだけではなく、原因を確認し、より良いサービス提供につなげることが重要です。
- 2.苦情を受けた際の対応
迅速・丁寧な対応をお願いします～
 - ✓相手の話を十分に聞く
 - ✓事実確認を行う
 - ✓必要に応じて改善策を検討する
 - ✓対応内容を記録する
 - ✓ 職員間で情報共有する
- 3.苦情対応で重要なこと～
※苦情内容や対応経過は必ず記録してください。
記録すること～
 - ✓受付日と対応者
 - ✓苦情の内容
 - ✓事実確認の内容
 - ✓改善・再発防止策
 - ✓利用者及び家族への説明内容 など
- 4.カスタマーハラスメントへの対応～
利用者や家族等からの著しい迷惑行為については、職員を守るための対応も必要です。
福岡県では、在宅医療・介護職員向けの相談窓口を設置しています。
福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター TEL：0120-111-309

災害時における介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について～

災害に伴い、休業などの措置を講じた場合の介護予防・日常生活支援総合事業の報酬請求は以下の取り扱いとしてください。

1 休業のため計画した利用回数等のサービスが提供できなかった場合

被災等により休業し、利用者に対して、介護予防サービス・計画等に基づく適切な利用回数のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求する。
ただし、日割り計算用サービスコードがない加算及び減算は除く。

2 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けずに介護予防サービス・計画等に基づく適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

3 休業期間があるが、振替を行い休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けてサービス提供を実施できなかった分について、振替等による対応により、介護予防サービス・計画等に基づく適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

4 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、通常通り月額包括請求ができるものとします。
なお、サービス提供事業所様におかれましては、まずは利用者に対し、サービスの振替提供を提示いただいた上で、結果、日割り計算が必要となった場合、各担当ケアマネージャー様にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、本取扱は令和5年7月1日付厚生労働省老健局通知「令和5年6月29日からの大雨による災害に係る介護報酬等の取扱いについて」2（3）に準拠しており、今後の災害発生時においても、上記と異なる内容の通知が発出されない限りは、当該通知に基づき取り扱うものとします。

最後に～

お問い合わせについて～

人員・設備・運営・報酬基準等の解釈に関する本市へのお問い合わせは、

①電子メール ②FAX ③ふくおか電子申請システムより行ってください。

- ・本市からの回答については、最大2週間程度を要しますが、急ぎの場合はその旨記載してください。
- ・1回のメール等での問い合わせについては、1つの質問でお願いします。
- ・回答期間の短縮のため、各介護サービス事業者において、厚生労働省等の資料にてご確認頂き、記載のない場合、もしくは疑義のある場合のみお問い合わせください。
- ・総合事業の新規指定、指定更新及び変更届等の提出書類に関する質問・相談は電話でも受付いたします。



飯塚市役所介護保険課事業所係 0948-96-8509



kaigo@city.iizuka.lg.jp



指定基準及び算定基準等に係る本市への問い合わせについて、ふくおか電子申請システムを利用される場合は、下記よりお問い合わせください。

<https://www.city.iizuka.lg.jp/soshiki/37/2418.html>

(ページID 0002418) 飯塚市ホームページ内「検索」から「ページIDでさがす」に左記IDを入力し、検索してください。